

事 務 連 絡
平成27年 7月 24日

本会加盟競技団体 広報担当者 各位

公益財団法人日本オリンピック委員会
広報・企画部 部長 中森 康弘

東京2020エンブレム使用に関する注意事項等について

日頃より、本会の諸事業に対し、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下大会組織委員会）より「東京2020大会エンブレム」が発表されることに伴い、東京2020大会関連マークに関する使用上の注意事項について案内がございました。

添付書類をご参照の上、使用方法等についてご理解とご協力をいただき、貴団体内におきましても周知していただきますようお願い申し上げます。

<お問合せ先>

公益財団法人日本オリンピック委員会 広報・企画部 秋葉・富吉

TEL：03-3481-2258 FAX：03-3481-2282

平成27年7月24日

JOC 加盟競技団体の皆様

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会
マーケティング局管理部ブランド管理課

東京2020大会関連マークに関する注意事項について

拝啓 貴団体ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本会は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」といいます。）が定め、日本国政府が遵守を保証しているオリンピック憲章に基づき、日本国内における東京2020大会関連マーク等（オリンピックシンボル、東京2020大会エンブレム、がんばれ！ニッポン！スローガン、呼称等）の保護、管理等を（公財）日本オリンピック委員会（以下「JOC」といいます。）と行うとともに、東京2020大会関連マーク等をマーケティングに活用し、それにより東京2020大会の準備・運営、オリンピックをはじめとする国際総合競技大会への日本代表選手団派遣事業、選手の強化育成事業、オリンピック・ムーブメント推進事業等に必要な資金を広く民間より調達しています。

ご承知のとおり、東京2020大会関連マーク等は、不正競争防止法、商標法等によりIOC、JOC及び本会の知的財産として保護され、2020年末までは、本会の許諾なく使用することはできないことになっております。また、JOC加盟競技団体におかれましても、東京2020大会の招致にあたり、IOCに対し、アンブッシュ・マーケティング防止に関する同意書もご提出いただいております。

つきましては、上記の趣旨をご確認いただき、貴団体のマーケティングを含む広報、宣伝広告、販売促進活動等において、オリンピックのイメージを使用あるいは流用することがないようご注意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しまして、ご不明な点等ありましたら、下記までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問合せ先>

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
マーケティング局管理部ブランド管理課

TEL : 03-6631-1951

FAX : 03-3502-8874

東京 2020 大会関連マークに関する注意事項について

東京 2020 大会エンブレムの発表を受けて、JOC加盟競技団体様においては、オリンピックに向け様々なプロモーション活動を実施していくことと思います。JOC加盟競技団体様の活動における「オリンピックに関わる知的財産」の使用に関して特にご注意いただきたい点を、以下5項目にまとめましたので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、正式なJOC加盟団体様向けのガイドラインは後日配布いたします。

<注意点1：マーク類の使用>

JOC加盟競技団体様の活動に際して、オリンピックシンボル及び大会エンブレムなどのマーク類は使用できません。

<注意点2：グッズの制作・販売>

JOC加盟競技団体様が「オリンピック」「TOKYO2020」等の文言がはいったTシャツ、うちわ、文房具等のグッズを制作・販売することはできません。

<注意点3：寄付>

JOC加盟競技団体様が「オリンピック」「TOKYO2020」等の文言を使用した寄付を募ることはできません。

<注意点4：リンクバナー>

JOC加盟競技団体様のウェブサイト組織委員会のリンクバナーを設置することは可能です。ただし設置箇所は、JOC加盟競技団体様のスポンサー企業のロゴ等と隣接しない箇所になります。リンクバナーの申請は招致エンブレムと同様、組織委員会の広報局までお問い合わせください。

<注意点5：ポスター・TOKYO2020等の文言の使用について>

JOCまたは組織委員会の事前承認を得ることを前提とし、JOC加盟競技団体がオリンピック競技参入を目指す目的やオリンピック代表選手育成目的のためのプロモーションにおいて「オリンピック」「TOKYO2020」等の文言を使用することができます。ただし、当該使用がIOC、組織委員会、JOCのプロモーション活動と誤認されないこと、JOC加盟競技団体様、もしくはそのプロモーション活動のための資金調達その他商業的な利用ではなく、かつ、第三者又は当該第三者の製品及びサービスに結び付く恐れがないことが条件になります。